

平成十八年二月二十四日提出
質問第一〇六号

外交上の抗議、懸念の伝達方法に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外交上の抗議、懸念の伝達方法に関する質問主意書

一 外交における抗議、懸念を伝達する場合、相手国の外交官を招致して行われる伝達と電話で行われる伝達に意味の相違はあるか。

二 臨時代理大使の定義如何。

三 二〇〇六年二月二十一日、モスクワでアレクセーエフ外務次官が秋元義孝在ロシア臨時代理大使をロシア外務省に招致し、麻生太郎外務大臣の発言に関する抗議、もしくは懸念と受け止められる見解について伝達してきたという事実があるか。

四 三のロシア側からの伝達に関連して、二〇〇六年二月二十三日、八木毅外務省欧州局審議官がガルージン在京ロシア大使館公使に対して日本側の見解を伝達したという事実があるか。本件に関して外務省はプレス発表を行ったか。また、本件に関して外務省は対外応答要領を作成したか。作成したとするならば、対外応答要領はどのような内容か。

五 三、四が事実ならば、ロシア側が外務次官レベルで日本の臨時代理大使をロシア外務省に招致し、見解を伝達し、日本側は欧州局審議官レベルが特命全権大使ではなく、公使に対して、外務省に招致すること

なく、電話で日本側見解の伝達を行ったことは、外交上の均衡がとれていないと言わざるをえない。外務省がかかる対応をとった理由を説明されたい。

右質問する。